

# 学校法人京都薬科大学個人情報保護規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に基づき、学校法人京都薬科大学及び京都薬科大学（以下「本学」という。）が業務上の必要に応じて収集及び保管する個人情報の適切な管理等のために必要な基本的事項を定め、個人情報に関する業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の人格の尊重並びに個人の権利・利益及びプライバシーを保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、学生及び職員に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

2 この規程において「学生」とは、京都薬科大学学則及び京都薬科大学大学院学則に規定する学部学生、大学院学生及びそれに準じる学生等であつて、現に本学に在籍又は過去に在籍した者をいう。

3 この規程において「職員」とは、現に本学の業務に従事又は過去に従事した者をいう。

(大学の責務)

第3条 本学は、学生及び職員の個人情報を保護するため、関係法令及びこの規程を遵守するとともに、個人情報の性質及び利用方法等を勘案のうえ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 本学の職員は、個人情報の取扱いに当たっては、学生及び職員の権利・利益並びにプライバシーの保護に努めなければならない。

3 本学の職員は、業務上知り得た個人情報を第三者に漏洩し、又は自己若しくは第三者の不当な目的のために使用してはならない。

## 第2章 個人情報の管理体制

(個人情報総括保護管理者)

第4条 本学に個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

2 総括保護管理者は、本学における個人情報の保護及び管理に関する事務を総括する。

(個人情報管理者)

第5条 本学に個人情報管理者を置き、学校法人京都薬科大学経理事務に係る部局等の名称を定める要綱第2条第2項に規定する部局等の長をもって充てる。

2 個人情報管理者は、自己の属する部局等が保有する個人情報の安全管理及び正確性を確保するため、次の各号に掲げる事項について適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報の改ざん、漏洩、紛失又は毀損を防止すること。
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つこと。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報について、速やかに廃棄又は消去すること。

(個人情報保護委員会)

第6条 本学に個人情報の保護を適切に行うため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 個人情報の収集、管理、利用、公開又は非公開に関する事項
- (2) 個人情報保護に関する重要事項
- (3) 個人情報保護に係る諸規則の制定及び改廃に関する事項
- (4) 個人情報管理者に対する指導及び助言に関する事項
- (5) 個人情報の取扱等に係る不服申立てに関する事項
- (6) 総括保護管理者が必要と認めた事項

（委員会の構成）

第7条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 分野主任 若干名
- (5) 事務局次長
- (6) 課長及び室長 若干名

2 前項第4号及び第6号の委員は、理事長が任命する。

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第2項の委員は、再任されることができる。

（委員会の委員長及び副委員長）

第8条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、副学長及び事務局長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、副委員長の副学長がその職務を代行する。

（会議）

第9条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者に説明又は意見を求めることができる。

4 委員会の議事については、議事録を作成する。

### 第3章 個人情報の収集、利用及び提供

（収集の制限）

第10条 個人情報の収集は、収集目的を明示し、目的の達成に必要な限度において行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる個人情報は収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的差別の原因となる個人情報

2 個人情報を収集するときは、本人から直接に情報を収集しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、その限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 総括保護管理者が正当な理由があると認めたとき。

(利用の制限)

第 11 条 収集した個人情報は、収集した目的以外のために利用してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、その限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に基づくとき。
- (3) 本人の生命、身体又は財産の保護のために必要があると認めたとき。

(削る)

- (4) 総括保護管理者が正当な理由があると認めたとき。

(第三者提供の制限)

第 12 条 収集した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、その限りではない。

- (1) 法令に基づくとき。
- (2) 本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(入学志願者等の個人情報の収集、利用及び第三者への提供)

第 13 条 本学の学生となる目的で本人から提供された個人情報については、前 3 条の規定を準用する。

## 第 4 章 個人情報の管理

(個人情報の適正管理)

第 14 条 個人情報管理者は、個人情報の安全管理及び正確性を堅持するため、次の各号に掲げる事項について適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報の改ざん、漏洩、紛失又は毀損を防止すること。
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つこと。
- (3) 保有することが不必要となった情報は、速やかに廃棄又は消去すること。

(個人情報の機械処理の機能の限定)

第 15 条 個人情報をコンピュータ等により機械処理するときは、業務上の必要な範囲にその機能を限定しなければならない。

(業務の委託)

第 16 条 個人情報管理者は、個人情報が含まれる情報処理等の業務を学外に委託するときは、個人情報の適正な取扱いについて、個人情報の管理体制、セキュリティー等の受託者が守るべき義務及び事故時による責任範囲等を当該契約において明らかにしなければならない。

## 第 5 章 個人情報の開示及び訂正

第 17 条 学生又は職員は、本学が保有する自己に関する個人情報について、本学に対し開示の請求をすることができる。

2 前項の請求は、個人情報の内容その他開示請求に必要な事項を明記した文書を、開示請求する情報を保有する個人情報管理者に提出して行うものとする。

3 第 1 項の請求を受けた個人情報管理者は、総括保護管理者の承認を得て、当該個人情報を遅滞なく開示するものとする。ただし、開示しないことに正当な理由があると認められる個人情報については、この限りではない。

(個人情報の訂正請求)

第 18 条 学生又は職員は、本学が保有する自己の個人情報について誤りがあるときは、本学に対し訂正の請求をすることができる。

2 前項の請求は、訂正事項を明記した文書を、訂正請求する情報を保有する個人情報管理者に提出して行うものとする。

3 第 1 項の請求を受けた個人情報管理者は、当該訂正請求に係る事実を調査・確認のうえ、必要に応じ総括保護管理者の承認を得て、速やかにこれに応じるものとする。

## 第 6 章 不服の申立て

(不服の申立て)

第 19 条 学生及び職員は、個人情報の取扱いに関し、委員会に不服申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。

2 前項の申立ては、不服の内容その他申立てに必要な事項を明記した文書を、委員会に提出して行うものとする。

3 委員会の委員長は、申立てを受けたときは、速やかに総括保護管理者及び当該不服申立事項に関係する個人情報管理者と協議のうえ、必要に応じ当該申立て事項について審議するものとするものとし、審議の結果を直ちに総括保護管理者に報告するものとする。

4 総括保護管理者は、前項の委員会の審議結果等を勘案し、申立てが正当であると判断したときは、全ての個人情報管理者に対して是正等の勧告を行うとともに、その是正等の内容について、文書等により学生及び職員に通知しなければならない。

## 第 7 章 調査・罰則

(調査)

第 20 条 職員は、個人情報の取扱いに関しこの規程その他法令等に違反があると判断したときは、その事項について速やかに総括保護管理者に報告しなければならない。

2 前条の報告を受けた総括保護管理者は、本学における個人情報の取扱いがこの規程その他法令等に違反するおそれがあると認めたときは、その事実について速やかに調査し、その結果を委員会に報告するとともに、必要に応じ委員会における審議を要請する。

3 前項の規定にかかわらず、委員会は、違反の内容等について独自に調査することができる。

(罰則)

第 21 条 この規程その他法令等に違反した者を懲戒処分とするときは、学校法人京都薬科大学懲戒委員会規程に基づき行う。

(守秘義務)

第 22 条 総括保護管理者、個人情報管理者、委員会の委員及び個人情報に関する業務を担当する職員は、公表された事項を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員会における審議又は調査等の委員以外の出席者又は参考人その他関係者についても適用する。

(事務)

第 23 条 個人情報保護に関する事務は、事務局庶務課において処理する。

(雑則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則

この規程は、2005 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程（一部改正）は、教室の名称変更に関する規程にもとづき、2008 年 2 月 1 日から施行し、2007 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この規程（一部改正）は、職員の名称変更に関する規程にもとづき 2009 年 6 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程（一部改正）は、2016 年 4 月 1 日から施行する。